

平成26年4月17日

高松市議会議長 殿

氏名 大西 智



政務活動費収支報告書

高松市議会政務活動費の交付に関する条例第6条により、次のとおり平成25年度の交付に係る政務活動費の収支を報告します。

1 収入 1,200,000 円

2 支出 731,629 円

支出の内訳

(単位：円)

経費の区分	金額	摘要
1. 調査研究費	72,691円	内訳別紙のとおり
2. 研修費	537,720円	〃
7. 資料作成費	13,620円	〃
8. 資料購入費	107,598円	〃

3 残額 468,371 円

注

1 「経費の区分」欄には高松市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則別表の左欄に掲げる経費の区分を、「金額」欄には当該経費に充てた金額の総額を、「摘要」欄には当該経費の区分における支出の内訳について同表の右欄に掲げる費用ごとの金額を、それぞれ記入すること。

2 この報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

政務活動費 金銭内訳票

高松市議会議員


項 目	内 訳	金額 (円)	項 目	内 訳	金額 (円)
1 調査研究費	1 交通費		6 会議費	1 会場借上げ料	
	2 宿泊費			2 出席者負担金	
	3 委託料			3 会費	
	4 その他の費用	72,691		4 交通費	
2 研修費	1 会場借上げ料			5 宿泊費	
	2 講師謝金			6 その他の費用	
	3 出席者負担金	173,000	7 資料作成費	1 印刷製本費	
	4 会費			2 委託料	
	5 交通費	330,020		3 事務用品購入費	13,620
	6 宿泊費	34,700		4 事務機器賃借料	
	7 その他の費用			5 その他の費用	
3 広報費	1 広報紙等印刷費		8 資料購入費	1 図書購入費	107,598
	2 広報紙等送料			2 資料等購入費	
	3 会場借上げ料			3 その他の費用	
	4 湯茶代		9 人件費	1 給料	
	5 その他の費用			2 賃金	
4 広聴費	1 会場借上げ料			3 労働保険等保険料	
	2 印刷費			4 その他の費用	
	3 湯茶代		10 事務所費	1 賃借料	
	4 その他の費用			2 維持管理費	
5 要請・陳情活動費	1 交通費			3 備品購入費	
	2 宿泊費			4 事務用品購入費	
	3 その他の費用			5 事務機器賃借料	
				6 その他の費用	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
------	-------

貼付欄

領 収 書		№ 45861
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">大西 智 殿</p>		
領収金額	4 / 38300	円
但し 4月18日、19日 利用代金として		
上記金額正に領収致しました		
平成25年 4月12日		
現金	4 / 38300 円	
小切手	通	
手形	通 期日 /	
振込	/	
相殺		
計	4 / 38300 円	



四国航空株式会社
SHIKOKU AIR SERVICE CO., LTD.
高松市兵庫町8番地1
TEL.087-851-7500

取 扱 者 印	
------------------	--

注意 本領収書の金額を訂正したもの及び会社印抜者印が無いものは無効と致します

駐車券(領収書)	一般財団法人 交通環境整備協会
高松空港駐車場	☎087-879-5961
01 #94200 A 13-04-18 09:35	
04 A 1600円 13-04-19 18:21	
金額 ←	裏面の注意事項をご覧ください
AW8027	

(補記)

第7回地方議会議員研修会(4/18,19)の交通費・宿泊費(宿泊パック・食事なし)、駐車場代
備考


政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)								
貼付欄									
<p>領収証 (西) 大西 智 様 No. 36</p> <table border="1" data-bbox="470 629 1109 728"> <tr> <td>金額</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>内訳 第7回地方議会議員研修会 参加費として</p> <p>現金 2013年4月18日 上記正に領収いたしました</p> <p>小切手 /</p> <p>手形 /</p> <p>消費税額等(%)</p> <p>特定非営利活動法人 建設政策研究所 〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-15 けんせつプラザ4階4010号 TEL 03-5332-7820 FAX 03-5332-7821</p> <p>収入印紙</p> <p>コクホ ウケ-600</p> <p>(補記) 第7回地方議会議員研修会(4/18,19)の受講料</p>		金額	4	2	5	0	0	0	—
金額	4	2	5	0	0	0	—		
備考									

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-(5)

貼付欄

領 収 書		No 48281
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">大西 智 殿</p>		
領収金額	954800	
但し 航空チケット		
上記金額正に領収致しました		
平成25年8月15日		
現金	✓	 <p>四国航空株式会社 SHIKOKU AIR SERVICE CO., LTD. 高松市兵庫町8番地1 TEL.087-851-7500</p>
小切手	通	
手形	通期日	
振込		
相殺		
計		
注意 本領収書の金額を訂正したものと及び会社印署名印が無いものは無効と致します		

一般財団法人 空港環境整備協会
高松空港駐車場
TEL.087-879-5961

領 収 証

精算機 #02 A 精算No. 000065
発券機 #01 発券No. 071632
入庫時刻 2013年 8月18日 (日) 18:28
出庫時刻 2013年 8月20日 (火) 15:57
駐車時間 1日 21:29
駐車料金 A料金 1,600円

=====
合 計 1,600円
お 預 り 2,000円
お 釣 400円
上記正に領収致しました。
=====

(補記)

地方議員研究会セミナー(8/19,20)の交通費・宿泊費 (宿泊パック・食事なし)、駐車場代

備 考

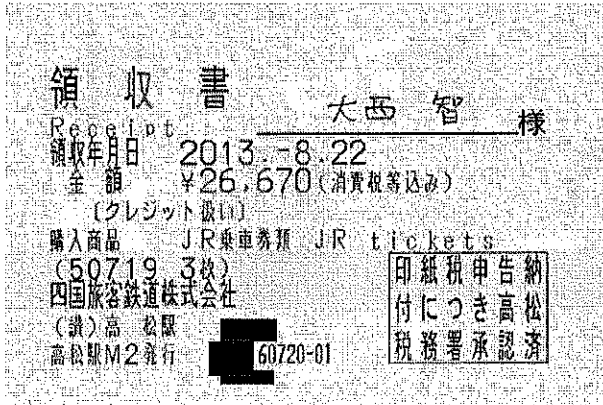
政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
貼付欄	
<p>領 収 証</p> <p>大西 智 様 25年8月19日</p> <hr/> <p>★ ¥15,000</p> <p>但 8/19 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p>〒541-0057 [REDACTED] 大阪市中央区北久保寺町1-5-8-5D 地方議員研究会</p>	
<p>領 収 証</p> <p>大西 智 様 25年8月20日</p> <hr/> <p>★ ¥15,000</p> <p>但 8/20 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p>〒541-0057 [REDACTED] 大阪市中央区北久保寺町1-5-8-5D 地方議員研究会</p>	
(補記) 地方議員研究会セミナー(8/19,20)の受講料	
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
------	-------

貼付欄



高松 ⇄ 東京

駅-No	440101	領収書-No	33	
		窓口-No	217	
領 収 書				
大西 智 様				
金額	¥7,380円 (消費税等込み)			
但し、乗車券類(クレジット扱い)として				
25年 8月22日 東海旅客鉄道株式会社				
ご利用いただきましてありがとうございます				
<table border="1"> <tr> <td>印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済</td> </tr> </table>				印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済
印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済				
東京駅	現金山納社員			

(補記)

地方議員研究会セミナー(8/22)の交通費

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
貼付欄	
<p>領 収 証</p> <p>大西 賢 様 25年 8 月 22 日</p> <p>★ ¥15,000</p> <p>但 8/22 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p>〒541-0057 [REDACTED] 大阪市中央区北久宗寺町1-5-8-5D 地方議員研究会 [REDACTED]</p>	
(補記) 地方議員研究会セミナー(8/22)の受講料	
備 考	


政務活動費領収書等添付用紙

<p>使途項目</p>	<p>2-(5)</p>
<p>貼付欄</p> <div data-bbox="231 470 810 851"> <p>領収書 大西智 様 Receipt 領収年月日 2013.10.-3 金額 ¥22,070 (消費税等込み) (クレジット扱い) 購入商品 JR乗車券類 JR tickets (10778 4枚) 四国旅客鉄道株式会社 (線)高松駅 高松駅博多発行 20779-01</p> <p>印紙税申告納付につき高松税務署承認済</p> </div> <div data-bbox="231 884 810 1265"> <p>領収書 No.201616 大西智 様 ご利用金額 ¥5,730- (クレジット) 上記の金額を領収しました。 購入商品 JR乗車券類 年月日 2013年10月 4日 九州旅客鉄道株式会社 博多駅POS020発行</p> </div> <p>高松 ⇄ 博多</p> <p>(補記) 地方議員研究会セミナー(10/3,4)の交通費</p>	
<p>備考</p>	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(6)
------	-------

貼付欄


 HOTEL TOKYU BIZFORT HAKATA

領 収 書

お部屋番号 1105

お名前 大西 智 様
 人数 1
 有効期間 2013/10/03 - 2013/10/04

ご請求額 48,400
タレジットカードにて精算いたしました。

ホテル東京ビジネスフォート博多
 福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-23
 TEL 092-451-0109

現金での支払い金額が3万
 以上のお客様は収入印紙を
 貼付致しますのでフロント
 へお届ください。

取引番号: 00000000000000000000 2013/10/03 17:22

利用明細

お部屋番号 1105
 お名前 大西 智 様
 人数 1
 有効期間 2013/10/03 - 2013/10/04

日付	摘要	料金
2013/10/03	昼食	48,400

総合計 48,400

お支払内訳
 タレジットカード 48,400

ホテル東京ビジネスフォート博多
 福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-23
 TEL 092-451-0109

タレジットご利用明細

株式会社 []
 支店 [] 092-451-0109
 カード番号 []
 有効期限 []
 お支払方法 一括
 承認番号: 00000000
 店舗番号: 000000

総合計 48,400
 2013/10/03 17:32

(補記)

地方議員研究会セミナー(10/3,4)の宿泊費

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
------	-------

貼付欄

領 収 証

大西 智 様 25年10月3日

★ ￥15,000

但 10/3 セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒541-0057
大阪市中央区北久保町1-5-8-5D
地方議員研究会

領 収 証

大西 智 様 25年10月4日

★ ￥15,000

但 10/4 セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒541-0057
大阪市中央区北久保町1-5-8-5D
地方議員研究会

(補記)

地方議員研究会セミナー(10/3,4)の受講料

備 考

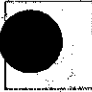
政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
貼付欄	
<p> 領収書 大西 智 様 Receipt 2013.10.10 領収年月日 金額 ¥22,070 (消費税等込み) (クレジット払い) 購入商品 JR乗車券類 JR tickets (30969 4枚) 四国旅客鉄道株式会社 (高松) 高松駅 高松駅M3発行 40970-01 印紙税申告納付につき高松税務署承認済 </p>	
<p> 領収書 大西 智 様 Receipt 2013.10.11 領収年月日 金額 ¥5,730 (クレジット払い) 購入商品 JR乗車券類 JR tickets (20485 2枚) 九州旅客鉄道株式会社 博多駅 博多駅-MR4発行 30486-01 印紙税申告納付につき博多税務署承認済 </p>	
<p> 高松 ⇄ 博多 (補記) 地方議員研究会セミナー(10/10,11)の交通費 </p>	
備考	

領収書
 2013年10月10日-013
 メーター運賃 ¥1,100円
合計 ¥1,100円
 現金支払 ¥1,100円
 車両番号 106
 毎度ご乗車ありがとうございます。
毎日交通(株)
 福岡市博多区博多駅南6-16-23
 ☎(092)411-0225

領収書
 No. 6183
 日付 2013年10月11日
 車番 000534 0000
 基本運賃 ¥950円
合計 ¥950円
 上記の様に領収致しました
 通行料、その他 円
 合計金額 円
 ご乗車ありがとうございました
サンタクシー株式会社
 福岡市博多区東那珂二丁目22-2
 電話 092-411-3829

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(6)
貼付欄	
<p style="text-align: right;">2013/10/10</p> <p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p>領収証名: 大西 様</p> <p>領収金額: ¥7,800-</p> <p>但し、ご宿泊代金として上記金額を 外カードで領収しました。</p> <p>APA HOTELS&RESORTS アパホテル(福岡鹿児島通)</p> <p>〒810-0005 福岡県福岡市中央区清川1-10-1 TEL:(092)526-1111 FAX:(092)524-2377</p> <p>担当者  </p> <p>13101000110031</p>	
備考	

(補記)

地方議員研究会セミナー(10/10,11)の宿泊費(食事なし)

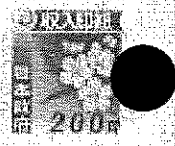
政務活動費領収書等添付用紙


使途項目	2-(3)
貼付欄	
<p>領 収 証</p> <p>大西 智 様 25年10月10日</p> <p>★ ¥15,000</p> <p>但 10/10 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p>〒541-0057 [REDACTED] 大阪府中央区北久米町1-5-8-5D 地方議員研究会</p>	
<p>領 収 証</p> <p>大西 智 様 25年10月11日</p> <p>★ ¥15,000</p> <p>但 10/11 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p>〒541-0057 [REDACTED] 大阪府中央区北久米町1-5-8-5D 地方議員研究会</p>	
(補記)	
地方議員研究会セミナー(10/10,11)の受講料	
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

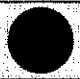
使途項目	2-(5)
------	-------

貼付欄

領 収 書		№ 49689
大西 智 殿		
領収金額	739800-	
但し印券券符印代り		
上記金額正に領収致しました		
平成25年10月31日		
現金	✓	
小切手	通	
手形	通	
振込		
相殺		
計		



SHIKOKU AIR SERVICE (株) 本社
 高松市兵庫町8番地1
 TEL.087-851-7500

取扱者印	
------	---

注意 本領収書の金額を訂正したものと及び発行者印が無いものは無効と致します

一般財団法人 空港環境整備協会
 高松空港駐車場
 TEL.087-879-5961

領収証

精算機 #05	A 精算No.000034
発券機 #01	発券No.017341
入庫時刻	2013年11月 1日(金) 09:22
出庫時刻	2013年11月 2日(土) 13:12
駐車時間	1日 3:50
駐車料金	A料金 1,400円
=====	
合計	1,400円
現金領収額	1,400円
お預り	1,500円
お釣り	100円

またのご利用をお待ちしております。

(補記)
 全国自治体病院経営都市議会協議会

第9回地域医療政策セミナー(11/1)の交通費・宿泊費(宿泊パック・食事なし)、駐車場代

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
------	-------

貼付欄

領収書 大西智 様
 Receipt
 領収年月日 2013.11.-5
 金額 ¥13,110 (消費税等込み)
 (クレジット払い)
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (60111,6枚)
 四国旅客鉄道株式会社
 (高松) 高松駅
 高松駅M4発行 00112-02

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

高松 ⇄ 新大阪

領収書
 大西智 様
 金額 ¥310円
 「消費税等込み」
 但し、乗車券類として
 上記金額確かに領収致しました
 25年11月 6日
 東海旅客鉄道株式会社
 ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新大阪駅
 現金出納社員 ●

(補記)


第24回市町村議会 議員研修会(11/5,6)の交通費

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(6)
------	-------

貼付欄


領 収 書
お部屋番号 921

お名前 大西 権
日付 2013/11/05

金額 ¥9,300
クレジットカードにて領収いたしました。

アパホテル〈大阪昭後橋駅前〉
〒550-0001 大阪市西区土佐堀1-2-1
TEL. 06-6449-9111

印紙税申告
件につき西
税務署承認済

アパホテル株式会社
作成地
大阪市西区土佐堀1-2-1

取引番号: 107003C110519998

(補記)

第 24 回市町村議会 議員研修会(11/5,6)の宿泊費 (食事なし)

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
------	-------

貼付欄

領 収 証

2013年9月19日

大西 祥 様

¥ 28000—

但し、「第24回市町村議会議員研修会」参加費として
上記正に領収いたしました。

株式会社 自治体研究社(代表取締役 橋島 誠)
〒162-8518 東京都新宿区西早稲田2-3 電話03-3225-5311

(補記)

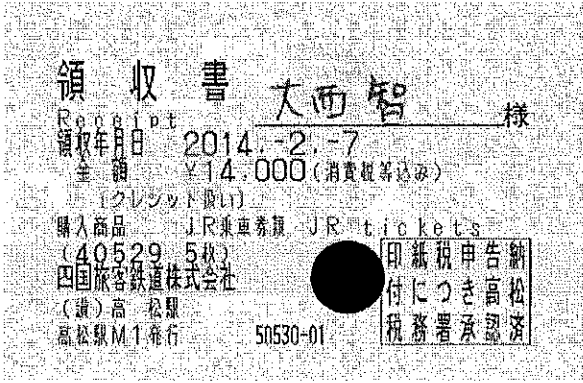
第24回市町村議会 議員研修会(11/5,6)の受講料

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
貼付欄 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>領 収 書 <u>大西 智</u> 様</p> <p>Receipt</p> <p>領収年月日 2013.11.-7</p> <p>金額 ￥12,350 (消費税等込み)</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(10925.4枚)</p> <p>四国旅客鉄道株式会社 印紙税申告納 付につき高松 (高松駅) 税務署承認済</p> <p>高松駅M3発行 20926-01</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>領 収 書 <u>大西 智</u> 様</p> <p>Receipt</p> <p>領収年月日 2013.11.-7</p> <p>金額 ￥12,350 (消費税等込み)</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(40221.4枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社 印紙税申告納 付につき大淀 下関駅 税務署承認済</p> <p>下関駅@2発行 50222-02</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">高松 ⇄ 下関</p> <p style="margin-top: 20px;">(補記) 中核市サミット 2013in 下関(11/7)の交通費</p>	
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
<p>貼付欄</p>  <p>領収書 大西 智 様 Receipt 領収年月日 2014.2.7 金額 ￥14,000 (消費税等込み) (クレジット払い) 購入商品 JR東海券類 JR tickets (40529 5枚) 四国旅客鉄道株式会社 (高松駅) 高松線M1乗行 50530-01</p> <p>納税申告 高松 税務署承認済 印紙税 につき 付</p> <p>高松 ⇄ 広島</p> <p>(補記) 地方公会計制度活用セミナー(2/7)の交通費</p>	
備考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
<p>貼付欄</p> <p style="text-align: center;">※証明書別添</p> <p>(補記) 地方公会計制度活用セミナー(2/7)の宿泊費 (食事なし)</p>	
備 考	

明細書 DESCRIPTION

アーバイン広島セントラル
〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町5-20
TEL:082-511-5211 FAX:082-511-5288

お部屋番号
ROOM No.

お名前
NAME

1111

大西 智 様

到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	人数 PERSON(S)	発行日 ISSUED	備考 REMARKS
2014/02/07	2014/02/08	1	2014/02/08	

日付 DATE	お部屋 ROOM	摘 要 DESCRIPTION	料 金 CHARGES	お預り金 CREDITS	残 高 BALANCE
02/07	1111	室料 10,200x 1	10,200		
	1111	クレジット		10,200	

総合計 TOTAL	料 金 CHARGES	お預り金 CREDITS	ご請求金額 BALANCE DUE	ご返金額 REFUND
	10,200 (内消費税 485)	10,200	0	0

なお、お勘定には消費税が加算されております。
Tax are added to your bill.

ご署名
SIGNATURE

T 009135001 003
702 000000000

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。
Thank you for patronage. We look forward to serving you again.

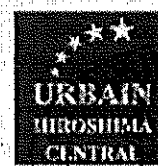
領 収 書 RECEIPT

2014年2月8日

大西 智 様

¥10,200-

収入印紙



T 009135001 003
702 000000000

アーバイン広島セントラル
〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町5-20
TEL:082-511-5211 FAX:082-511-5288

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)																								
貼付欄																									
<table style="width: 100%; border: 1px solid black;"> <tr> <td style="width: 15%; border-bottom: 1px solid black;">領収書</td> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">大西 智 様</td> <td style="width: 25%; border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">No.</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">金額</td> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">¥5,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">但</td> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black;">セミナー資料代</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">平成</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">年</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-bottom: 1px solid black;">上記正に領収いたしました</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">内 訳</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">円</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">広島市西区庚午中二丁目11番1号</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">税抜金額</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">円</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">税理士法人 長谷川会計</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額(9%)</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">円</td> <td></td> </tr> </table>		領収書	大西 智 様	No.	金額	¥5,000円		但	セミナー資料代		平成	年	月 日	上記正に領収いたしました			内 訳	円	広島市西区庚午中二丁目11番1号	税抜金額	円	税理士法人 長谷川会計	消費税額(9%)	円	
領収書	大西 智 様	No.																							
金額	¥5,000円																								
但	セミナー資料代																								
平成	年	月 日																							
上記正に領収いたしました																									
内 訳	円	広島市西区庚午中二丁目11番1号																							
税抜金額	円	税理士法人 長谷川会計																							
消費税額(9%)	円																								
(補記) 地方公会計制度活用セミナー(2/7)の受講料																									
備 考																									

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)																																						
貼付欄																																							
<p>領 収 書</p> <p style="text-align: right;">№ 52570</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">大西 智 殿</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">領収金額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>但し 羽田空港バス代(合計)</p> <p>上記金額正に領収致しました</p> <p>平成26年3月24日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>現金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相殺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </table> <div style="text-align: center;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">四国航空株式会社</p> <p>SHIKOKU AIR SERVICE CO., LTD.</p> <p>高松市兵庫町8番地1</p> <p>TEL.087-851-7500</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <table border="1"> <tr> <td>取 扱 者 印</td> <td style="width: 50px; height: 30px;"></td> </tr> </table> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">注意：本領収書の金額を訂正したものと及び会社印(読者印)が無く、印は精効二枚します</p>		領収金額																								現金		小切手		手形		振込		相殺		計		取 扱 者 印	
領収金額																																							
現金																																							
小切手																																							
手形																																							
振込																																							
相殺																																							
計																																							
取 扱 者 印																																							
<p>一般財団法人 空港環境整備協会 高松空港駐車場 TEL.087-879-5961</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.1em;">領 収 証</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>精算機 #05</td> <td>A 精算No.000042</td> </tr> <tr> <td>発券機 #01</td> <td>発券No.010883</td> </tr> <tr> <td>入庫時刻</td> <td>2014年 3月28日(金) 09:25</td> </tr> <tr> <td>出庫時刻</td> <td>2014年 3月29日(土) 13:05</td> </tr> <tr> <td>駐車時間</td> <td>1日 3:40</td> </tr> <tr> <td>駐車料金</td> <td>A料金 1,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">=====</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>現金領収額</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td>600円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 0.9em;">またのご利用をお待ちしております。</p>		精算機 #05	A 精算No.000042	発券機 #01	発券No.010883	入庫時刻	2014年 3月28日(金) 09:25	出庫時刻	2014年 3月29日(土) 13:05	駐車時間	1日 3:40	駐車料金	A料金 1,400円	=====		合 計	1,400円	現金領収額	1,400円	お預り	2,000円	お釣り	600円																
精算機 #05	A 精算No.000042																																						
発券機 #01	発券No.010883																																						
入庫時刻	2014年 3月28日(金) 09:25																																						
出庫時刻	2014年 3月29日(土) 13:05																																						
駐車時間	1日 3:40																																						
駐車料金	A料金 1,400円																																						
=====																																							
合 計	1,400円																																						
現金領収額	1,400円																																						
お預り	2,000円																																						
お釣り	600円																																						
<p>(補記)</p> <p>PHP 公約作成セミナー(3/28)の交通費・宿泊費 (宿泊パック・食事なし)、駐車場代</p>																																							
備 考																																							

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
------	-------

貼付欄

No.20

領 収 書

高松市議会議員
大西 智 様

金 10,000 円 (消費税込み)

但し、PHP 地域経営塾「PHP 公約作成セミナー」参加費として
(平成 28 年 3 月 28 日開催)

平成 28 年 3 月 28 日

株式会社 P H P 研 究 所
千代田区一番町 21 番地

(補記)

PHP 公約作成セミナー(3/28)の受講料

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1-(4)
貼付欄	
※証明書別添	
(補記)	
H25.4月分携帯電話代	9,279 × 1/2 = 4,639.5 → 4,639 円(1円未満は切り捨て)
H25.5月分携帯電話代	13,470 × 1/2 = 6,735.0 → 6,735 円(1円未満は切り捨て)
H25.6月分携帯電話代	10,071 × 1/2 = 5,035.5 → 5,035 円(1円未満は切り捨て)
H25.7月分携帯電話代	9,245 × 1/2 = 4,622.5 → 4,622 円(1円未満は切り捨て)
H25.8月分携帯電話代	9,396 × 1/2 = 4,698.0 → 4,698 円(1円未満は切り捨て)
H25.9月分携帯電話代	9,032 × 1/2 = 4,516.0 → 4,516 円(1円未満は切り捨て)
H25.10月分携帯電話代	9,438 × 1/2 = 4,719.0 → 4,719 円(1円未満は切り捨て)
H25.11月分携帯電話代	12,528 × 1/2 = 6,264.0 → 6,264 円(1円未満は切り捨て)
H25.12月分携帯電話代	9,750 × 1/2 = 4,875.0 → 4,875 円(1円未満は切り捨て)
H26.1月分携帯電話代	9,750 × 1/2 = 4,875.0 → 4,875 円(1円未満は切り捨て)
H26.2月分携帯電話代	10,600 × 1/2 = 5,300.0 → 5,300 円(1円未満は切り捨て)
H26.3月分携帯電話代	16,448 × 1/2 = 8,224.0 → 8,224 円(1円未満は切り捨て)
合 計	64,502 円
備 考	

〒760-0080

高松市木太町1849-1

プレジールマンション11 602号
大西 智 様

発行会社 NTTファイナンス株式会社
四国料金センター
お問合せ先 0800-333-0081
受付時間 9:00~20:00



〒760 高松市錦町
-0020 2-4-8 ドコモ錦町ビル

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 [REDACTED]

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2013年 4月分	9,279円	2013年 4月 7日	クレジットカードによるお支払
2013年 5月分	13,470円	2013年 5月 8日	クレジットカードによるお支払
2013年 6月分	10,071円	2013年 6月 8日	クレジットカードによるお支払
2013年 7月分	9,245円	2013年 7月 7日	クレジットカードによるお支払
2013年 8月分	9,396円	2013年 8月 7日	クレジットカードによるお支払
2013年 9月分	9,032円	2013年 9月 8日	クレジットカードによるお支払
2013年10月分	9,438円	2013年10月 7日	クレジットカードによるお支払
2013年11月分	12,528円	2013年11月 7日	クレジットカードによるお支払
2013年12月分	9,750円	2013年12月 8日	クレジットカードによるお支払
2014年 1月分	9,750円	2014年 1月10日	クレジットカードによるお支払
2014年 2月分	10,600円	2014年 2月 7日	クレジットカードによるお支払
2014年 3月分	16,448円	2014年 3月 8日	クレジットカードによるお支払
合計	129,007円		

※1 事業会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。

2014年 4月 2日

NTTファイナンス株式会社



政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

8-(1)


貼付欄

Page 1 of 1

DMWXcdVWR 2013/04/05

amazon.co.jp

大西 剛 様



DMWXcdVWR/-1 of 1-/std-pri-jp-dom/5423948

納品書 領収書

ご注文日 2013/04/04 ご注文番号 503-6473022-6343010 納品書番号 DMWXcdVWR
発行日 2013/04/05

数量	商品名	種類	単価(税込)	金額(税込)
1	新版 公用あいさつ事典(" P-5-N106G142 ") 4324082383	単行本	¥5,824	¥5,800
小計				¥5,800
送料				¥0
合計				¥5,800
お支払い方法: クレジットカード				¥5,800
お支払い残高				¥0

Amazon.com Int'l Sales, Inc.
410 Terry Avenue North
Seattle, WA 98108-0210, USA


上記料金を領収いたしました。

商品の保証書について
当サイトでは、商品の都合上、商品の保証書にお買い上げ日の記入をせず、この納品書の発行日をお買い上げ日とさせていただきます。納品書は保証書と一緒に添付いたします。保証、修理等については、お客様メーカーまでお問い合わせください。なお、この納品書の発行は承っておりません。必要な場合は、お手数ですがコピーをご依頼ください。
返品・返金/交換について
商品の返品、または交換方法は、ヘルプページを必ずご確認ください。サイト上で手続きをしてください。
<http://www.amazon.co.jp/help>

備考欄 (源泉割当など)

お客様のご注文に関する情報は、「アカウントサービス」でご確認ください。

0/DMWXcdVWR/-1 of 1-/YAMATO_REG_02B/rid-pri-jp-dom/5423948/0405-10:00/0405-16:22/yukagaw Pack Type : X0402




(補記)

・書籍「新版 公用あいさつ事典」5,800 円を購入

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)		
貼付欄			
			
納品書兼領収書		ご注文日 2013/04/04 ご注文番号 503-6473022-6343010	納品書番号 DRnBKXVTN 発行日 2013/04/06
数量	商品名	種類	単価
1	地方議員あいさつ別文集 4313180230	単行本	¥3,570
			金額
			¥3,570
小計			¥3,570
配送料			¥0
合計			¥3,570
お支払い方法：クレジットカード			¥3,570
お支払い残高			¥0
様			
上記料金を領収いたしました。			
Amazon.com Int'l Sales, Inc. 410 Terry Avenue North Seattle, WA 98109-6210, USA			
<p>保証書にはお買上げ日の記入を省略しています。この納品書の発行日をお買上げ日としますので、納品書は保証書と一緒に大切に保管してください。</p> <p>商品の返品、交換については、ヘルプページを必ずご確認ください。サイト上で返品手続きをしてください。お客様のご注文に関する情報は、「アカウントサービス」でご確認ください。</p>			
http://www.amazon.co.jp/henpin			
DRnBKXVTN/-1 of 1-/std-prl-jp-dom/7633616			
(補記)			
・書籍「地方議員あいさつ例文集」3,570円を購入			
備考			


政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)								
貼付欄									
<p>《領収書》</p> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>金 7,720 円也</td> </tr> <tr> <td>組織名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>大西智</td> </tr> <tr> <td>発行日</td> <td>平成25年8月3日</td> </tr> </table> <p>上記の金額を書籍代金として 領収いたしました。</p> <p>公益財団法人富士社会教育センター</p> <p>静岡県御殿場市神場646 電話 0550-89-2530 FAX 0550-89-2516</p>		金額	金 7,720 円也	組織名		氏名	大西智	発行日	平成25年8月3日
金額	金 7,720 円也								
組織名									
氏名	大西智								
発行日	平成25年8月3日								
<p>(補記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍「友を救う」 1,900円を購入 ・書籍「世帯分離で家計を守る」 2,000円を購入 ・書籍「地方自治を拓く5」 1,000円を購入 ・書籍「地域主権型道州制」 720円を購入 ・書籍「2013年下期の景気見通し」 600円を購入 ・書籍「活動家必携 労働運動用語事典」 1,500円を購入 <p>※上記書籍 合計 7,720円を購入</p>									
備考									

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)		
貼付欄			
<div style="text-align: center;"> <p>領 収 証</p> <p>大西 智 様 25年 8月 20日</p> <hr/> <p>★ ￥1,500-</p> <p>但書籍代として 上記正に領収いたしました</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"> 内 訳 <hr/> 税抜金額 <hr/> 消費税額等(%) <hr/> コクヨ ウケ-1048 </td> <td style="width: 70%;"> 大阪市北区大深町3-1 グラフィックフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC 7階706号内 株式会社グローバルダイナミクス 代表取締役 山 中 俊 之 </td> </tr> </table> </div> <p>(補記) ・書籍「公務員の人材流動化がこの国を劇的に変える」1,500円を購入</p>		内 訳 <hr/> 税抜金額 <hr/> 消費税額等(%) <hr/> コクヨ ウケ-1048	大阪市北区大深町3-1 グラフィックフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC 7階706号内 株式会社グローバルダイナミクス 代表取締役 山 中 俊 之
内 訳 <hr/> 税抜金額 <hr/> 消費税額等(%) <hr/> コクヨ ウケ-1048	大阪市北区大深町3-1 グラフィックフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC 7階706号内 株式会社グローバルダイナミクス 代表取締役 山 中 俊 之		
備 考			

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)
貼付欄	
<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p style="text-align: right;">平成25年10月25日</p> <p style="text-align: center;">大西 智 様</p> <p style="text-align: center;">金 2,000 円 也</p> <p style="text-align: center;">但し、大西ひでと著書「高松クリエイティブ・イノベーションへの挑戦」代金 / 冊分 (1冊 2000円)</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり受領いたしました。</p> <p style="text-align: center;">大西ひでと後援会 </p> <p style="text-align: center;">会長 平田 喜 郎</p> <p style="text-align: center;">(大西ひでと著書預り金会計)</p>	
備考	

(補記)

・書籍「高松クリエイティブ・イノベーションへの挑戦」2,000円を購入

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)
------	-------

貼付欄

平和と平等をめざして 婦人しんぶん

領 収 証 No.

大西 智 様

¥3,600-

上記の金額を領収致しました

内訳

婦人しんぶん	2014/4月 - 2014/3月	12分	部	¥3,600-
				¥
				¥
				¥
				¥

日本婦人会議 2014年 香川県本部

【女性会議香川県本部】
高松市松町3丁目1番5号

(補記)

・新聞「婦人しんぶん (月刊)」 300円×12ヶ月(H24.4~H25.3)= 3,600円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

8-(1)

貼付欄

領 収 書			
大西 智 様			四国新聞
			No.13- 10- 62
2013年04月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)	
品 名	部数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,007	
H25年 4月30日 上記正に領収いたしました。			
四国新聞 今里・片山販売所			
〒760-0078 高松市今里町1-1-4			
TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166			
.....			
当店では自動振替を、お勧めしております			
			取扱者印 

領 収 書			
大西 智 様			四国新聞
			No.13- 10- 62
2013年05月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)	
品 名	部数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,007	
H25年 5月30日 上記正に領収いたしました。			
四国新聞 今里・片山販売所			
〒760-0078 高松市今里町1-1-4			
TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166			
.....			
当店では自動振替を、お勧めしております			
			取扱者印 

(補記)・新聞「四国新聞」 3,007円×2ヶ月(4, 5月分)=6,014円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

8-(1)

貼付欄

領 収 書		四国新聞	
大西 智 様		No.13- 10- 62	
2013年06月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)	
品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,007	
H25年 6 月 28 日 上記正に領収いたしました。			
四国新聞 今里・片山販売所 〒760-0078 高松市今里町1-1-4 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166 当店では自動振替を、お勧めしております			
			取扱者印
			

領 収 書		四国新聞	
大西 智 様		No.13- 10- 62	
2013年07月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)	
品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,007	
H25年 7 月 31 日 上記正に領収いたしました。			
四国新聞 今里・片山販売所 〒760-0078 高松市今里町1-1-4 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166 当店では自動振替を、お勧めしております			
			取扱者印
			

(補記)・新聞「四国新聞」 3,007 円×2ヶ月(6, 7月分)=6,014 円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)
------	-------

貼付欄

領 収 書		四国新聞	
大西 智 様		No. 13- 10- 62	
2013年08月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)	
品 名	部数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,007	
<p>H25年8月30日 上記正に領収いたしました。</p> <p>四国新聞 今里・片山販売所 〒760-0078 高松市今里町1-1-4 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166</p> <p>当店で自動振替を、お勧めしております</p>			
		取扱者印	

領 収 書		四国新聞	
大西 智 様		No. 13- 10- 62	
2013年09月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)	
品 名	部数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,007	
<p>H25年9月30日 上記正に領収いたしました。</p> <p>四国新聞 今里・片山販売所 〒760-0078 高松市今里町1-1-4 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166</p> <p>当店で自動振替を、お勧めしております</p>			
		取扱者印	

(補記)・新聞「四国新聞」 3,007円×2ヶ月(8, 9月分)=6,014円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)
------	-------

貼付欄

領 収 書				四国新聞
大西 智 様				No.13- 10- 62
2013年10月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)		
品 名	部数	金 額	備 考	
四国新聞	1	3,007		
<p>H25年10月9日 上記正に領収いたしました。</p> <p>四国新聞 今里・片山販売所 〒760-0078 高松市今里町1-1-4 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166</p> <p>当店では自動振替を、お勧めしております</p>				
				取扱者印

領 収 書				四国新聞
大西 智 様				No.13- 10- 62
2013年11月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)		
品 名	部数	金 額	備 考	
四国新聞	1	3,007		
<p>H25年11月29日 上記正に領収いたしました。</p> <p>四国新聞 今里・片山販売所 〒760-0078 高松市今里町1-1-4 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166</p> <p>当店では自動振替を、お勧めしております</p>				
				取扱者印

(補記)・新聞「四国新聞」 3,007円×2ヶ月(10, 11月分)=6,014円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 8-(1)

貼付欄

領 収 書				四国新聞
大西 智 様				No.13- 10- 62
2013年12月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)		
品 名	部数	金 額	備 考	
四国新聞	1	3,007		
H25年12月27日 上記正に領収いたしました。				
四国新聞 今里・片山販売所				
〒760-0078 高松市今里町1-1-4				
TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166				
.....				
当店では自動振替を、お勧めしております				
				取扱者印
				

領 収 書				四国新聞
大西 智 様				No.13- 10- 62
2014年01月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)		
品 名	部数	金 額	備 考	
四国新聞	1	3,007		
H26年1月31日 上記正に領収いたしました。				
四国新聞 今里・片山販売所				
〒760-0078 高松市今里町1-1-4				
TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166				
.....				
当店では自動振替を、お勧めしております				
				取扱者印
				

(補記)・新聞「四国新聞」 3,007円×2ヶ月(12, 1月分)=6,014円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 8-(1)

貼付欄

領 収 書		四国新聞	
大西 智 様		No. 13- 10- 62	
2014年02月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)	
品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,007	
<p>H26年2月28日 上記正に領収いたしました。</p> <p>四国新聞 今里・片山販売所 〒760-0078 高松市今里町1-1-4 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166</p> <p>当店では自動振替を、お勤めしております</p>			
			取扱者印

領 収 書		四国新聞	
大西 智 様		No. 13- 10- 62	
2014年03月分	購読料	3,007 円 (消費税込み)	
品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,007	
<p>H26年3月31日 上記正に領収いたしました。</p> <p>四国新聞 今里・片山販売所 〒760-0078 高松市今里町1-1-4 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166</p> <p>当店では自動振替を、お勤めしております</p>			
			取扱者印

(補記)・新聞「四国新聞」 3,007円×2ヶ月(2, 3月分)=6,014円を購入

備 考

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 25 年 4 月 18 日(木)、19 日(金)
場 所	東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館
相 手 方	NPO法人 建築政策研究所 主催 第 7 回地方議会議員研修会を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>住民の期待にこたえる地域づくりの今を考えるため、新しい知識の習得、日々抱えている課題の共有化および解決を図ることを目的に、当該研修会を受講し、公共施設マネジメント、地域経済の振興と雇用創出等について、先進事例とともに現状の課題について学んだ。</p> <p>○講演：「府中市が進める公共施設（建築物等）及びインフラのマネジメントについて」</p> <p>講師：府中市 行政管理部建築施設課長、都市整備部管理課長</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府中市では、平成 19 年に行財政改革プランを策定し、公共施設に関する「計画的な維持管理」「維持管理経費の見直し」「民間活力の積極的な活用」に取組み、公共施設に関する情報の「見える化」を重要視し、公共施設マネジメント白書を作成。 ・結果、施設の種別や数量、配置とともに、利用状況やコスト状況が明確となり、最小の費用で、最大の効果を生み出すことを目的としたファシリティマネジメントに取り組んでいる。 ・また、公共施設とともに、インフラマネジメントにも取り組んでおり、将来的に道路管理については、包括的な委託に向けて検討を行っている。 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、少子高齢化・人口減少が進む中、歳入が減少していくことが、予測されることから、インフラを含めた公共施設のマネジメントが不可欠である。 ・そのためには、全庁的な取り組みの下、現状を把握し、見える化を

	<p>することで、市民の理解・協力を得ながら公共施設の最適化を図らなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、ファシリティマネジメントを推進基本方針のもと、市有建築物の有効活用を図ることとしているが、「全庁的な取り組み」「市民の理解」などを着実に行うとともに、今後、インフラへのマネジメントも必要である。 <p>○実践報告：「自然エネルギーによる地域経済の振興と雇用創出」 報告者：㈱自然エネルギー研究C 代表取締役C長 大友 詔雄氏</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー研究センターの考え方は、地域社会の再構築に最も重要なことは、仕事が存在することであり、一次産業の地域における産業基盤の確立のために豊かに存在する自然エネルギーを活用し、その関連の生産工場を地域に設立することである。 ・ドイツなど海外では、化石燃料や原子力からのエネルギー転換が進められており、関連する産業における雇用の創出が図られている。 ・国内においても、豊富な森林資源を活用し、間伐材を木質チップ燃料とするバイオマスの計画を進めている地域があり、間伐、木製チップの生産、発電を地域で行うことで、地域雇用の創出を目指している事例がある。 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の再構築には、地域雇用の創出が不可欠であり、そのためには、地域資源を生かすことが重要である。 ・また、6産業として、生産、加工、流通・販売を地域で担う6次産業化ができれば、低コストの資源を、高付加価値な製品とすることで、地域からの富の流出から、富の流入に転化でき、雇用の創出にも繋ぐことができる。 ・なお、自然エネルギーの活用については、コスト計算も含め十分に検討し、持続可能性を高めた上での実施が必要である。
<p>備 考</p>	

政務活動記録票

氏名 大西 智

年月日	平成25年8月19日(月)、20日(火)、22(木)
場所	東京都中央区八重洲2-2-1 ダイヤ八重洲口ビル3F
相手方	地方議員研究会 主催 地方議員研究会セミナー「人事制度の問題点」を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>住民の納めた税金が、無駄なく効率的に使われ、住民サービスが常に向上されることにより、より良い地域社会をつくりあげるため、職員定数の適正管理や、事務事業などの簡素化、民間委託などの行財政改革が実施されている。</p> <p>住民サービスや事務事業の実務を行う行政職員が、モチベーションを保ちながら、その能力を十分に発揮していくために、どのような課題があり、どのように解決すべきかを学ぶことを目的に本セミナーを受講した。</p> <p>◆講義1(8/19):「給料と給与表～給与表の問題点」 講師:大阪府特別顧問 関西学院大学 経営戦略研究科 大学院教授 山中 俊之氏</p> <p><内容></p> <p>●自治体が抱える人事上の課題は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性、マネジメント能力、リーダーシップなどを持った人材の不足 ・人事評価の軽視や形骸化および、給与や処遇への適正な反映 ・昇給・配置の序列化および外部人材の登用の少なさ ・給与における給料表のありかたおよび、水準に対する市民目線などがある。 <p>●公務員の等級制度(給料)は、法律的に職務性により決定することとなっているが、職務給制度の採用が少ない日本では、当該制度がなじまないため、標準職務表といった概括的な規定で代替されている。また、能力等級制度を内閣府で論議しているが、未知数である。</p>

- 人事院勧告は、国家公務員に対する勧告であり、地方公務員は遵守する必要はないが、準拠はする必要がある。

<結果・考察>

- ・地方分権を進め、地方自治体が自主自立していくために、今後さらに行政職員には、マネジメント能力やリーダーシップが求められるとともに、専門性が求められる。
- ・そのため職員には、常に課題に向かって行動を立ち上げることが求められることから、そのための動機づけとなる仕組みの構築が必要である。
- ・このことから、人事異動の期間や人事評価制度について、モチベーションを継続しうる、効果的なものとする必要がある

◆講義 2 (8/20) : 「給料と給与表～給与水準と人事院勧告の問題点」

<内容>

●人事院勧告の問題点

- ・勧告を行う人事院職員が国家公務員であること。
- ・人事院勧告の対象は、あくまで国家公務員に対しての勧告であり、地方公務員は、地方公務員法 24 条 3 項の人事院勧告を準拠 (参考) して、条例に基づき給料表の改定を行うこと。
- ・人事院勧告の元データは、他には使用しないとの約束のもと、入手するデータのため公表されていないこと。

●現業職公務員の給料はどうすべきか

- ・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)を基に、勤続年数などの点を考慮して、ブルーカラー一般の賃金水準に決定していくような方法を検討して行くべき。

●人事院勧告に代わる制度はあるのか

- ・公務員ではない構成員による人事委員会を設置し、厚生労働省賃金構造基本統計調査 (賃金センサス) 及び国税庁民間給与実態統計調査を基に専門家が統計的な処理をして、民間の実態に合った給与水準を提案する。

<結果・考察>

- ・人事院勧告に対する国民の疑問に対して、納得性のある説明を行う必要があり、制度や根拠について明確にする必要がある。
- ・また、地方公務員は、地方公務員法 24 条 3 項の人事院勧告を準拠して、条例に基づき給料表の改定を行うこととなっており、地方分権社会における、中央行政の受け皿となるためにも、効果的な制度の確立が求められる。

◆講義3(8/22):「人事評定」

<内容>

●形骸化している人事制度

- ・人事評価が軽視され形骸化しているとともに、給与や処遇に適切に反映されていない。
- ・昇格が年功序列、仕事ができなくても係長級に昇格している例が多い。
- ・外部人材の登用が少なく内部の論理が横行している。
- ・異動が恣意的であり、専門性向上につながらず、問題職員もやめさせられない。

●効果的に給料に反映するには

- ・自治体では、人事評価の目的を人材育成にしているため、査定に使いづらい実態があるため、何を評価するかの明確化が必要。
- ・評価制度設計段階の課題として、被評価者が多すぎるのは問題がある。また、全く知らない人を評価するのも問題であり、形骸化する要因となることから、第一次評価者は、係長が望ましい。
- ・自己評価から最終評価までの調整機能が無いと、評価結果に信ぴょう性が無くなり、処遇に反映しづらくなる。

●公務員にとっての目標管理とは、能力評価とは

- ・目標管理の全体像のうち、目標管理の領域は、市長の公約、総合計画、実施計画をもとにした、部や課の組織目標を踏まえ、職務役割に伴う、個人の目標設定である。また、人事評価の領域は、職務役割に対する能力評価と、個人の目標設定に対する個人の思いや問題意識である。
- ・総合計画等は、厳密に作成されているが、個人の目標設定となっていないケースが多い。
- ・目標管理の運用のポイントは、
 - ・トップが本気になること
 - ・顧客の視点であること
 - ・職務役割を基に設定すること
 - ・明確な目標であること

などであり、面接の質と量を確保し、モニタリングを行い、「どのような方法で」についても十分に話あい、日常の課内会議で進捗を確認し、評価者が適宜サポートすることである。

となり進めることであり、

	<p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none">・人事評定は、評価者による実態把握や被評価者の気づきを促す「人材育成」と、適材を見極めて、昇格・降格・異動をさせる「アセスメント」を実施し、昇給額決定や賞与額決定の査定に適切に反映させ、被評価者の目標達成に向けた行動意欲を持ち続けることができる制度と運用が求められる。・そのためには、トップの強い意志のもと、評価者・被評価者を含め、組織全体で共通認識を持てる制度と運用でなければならない。
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 25 年 10 月 3 日(木)、4 日(金)、10 日(木)、11 日(金)
場 所	福岡県博多区博多駅東 1-16-14 リファレンス駅東ビル
相 手 方	地方議員研究会 主催 地方議員研究会セミナー「財政のポイント」を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>年々増え続けている我が国の借金は、中央・地方を合わせて 1,000 兆円を突破し、その内地方の借金は、300 兆円といわれている。</p> <p>少子高齢化および人口減少社会が今後ますます加速していく中、扶助費の更なる増加が見込まれており、財政の健全化は喫緊の課題である。</p> <p>そのため、地方財政の実態はどのようになっているのか、財政再建はできるのかなど、今度地方自治のありかたも踏まえて考える必要があることから、その課題をどのように解決すべきかを学ぶことを目的に本セミナーを受講した。</p> <p>◆講義 1 (10/3) : 「自治体財政のポイント～歳入」 講師：株式会社野村総合研究所 川本達志氏</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予算のルール <ul style="list-style-type: none"> ・「会計年度独立の原則」「総計予算主義の原則」「事前決議の原則」の 3 つの原則がある。 ● 一般会計と特別会計 <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計は、特別会計以外のすべての会計であり、特別会計は、そのサービスの提供から得られる料金などの対価によって支出を賄う会計である。 ・また、普通会計は、統計上の比較に使用する仮想の会計であり、決算にでてくる概念である。 ● 歳入をみる視点 <ul style="list-style-type: none"> ・歳入は、まちの構造を知るメルクマール。住民税は、個人対法人

の割合をみる。固定資産税は、取り家屋と償却資産の割合、取り家屋の税収の推移を見る。税収の中身から、まちづくりの方向性を導く。

- ・地方交付税は、見積もりの確実さを問う。
- ・財政調整基金の繰入額の有無、多寡を見る。
- ・経常収支比率から財政経費に投入できる一般財源の額を知る。
- ・公債費の割合が高い場合は、プライマリーバランスが黒字になっているかを見る。
- ・変動が大きい財源、他団体と食らえて大小のある財源の内容を知る。
- ・国支出金の変動と内容から、新たな仕組み、重点的な仕組みを知る。
- ・入るを量りて出ずるを為す

<結果・考察>

- ・歳入の内訳により、当該自治体の構造を知るメルクマールとなり、税収の中身から、まちづくりの方向性を導くことができることから、地方分権を進めていく中、自治体の特徴・実態を踏まえたうえで、戦略的計画を作成、実施する必要がある。

◆講義 2 (10/4) : 「自治体財政のポイント～歳出」

<内容>

●歳出を見る視点

- ・自治体の政策と活動がすべて表されているので、何に重点的また、優先的に取り組んでいるかを知る。
- ・性質別の歳出の傾向を知る。他団体との比較により、その自治体の歳出の傾向が分かる。そこに課題が潜んでいる。
- ・経常的収支の内訳を知る。改革のターゲットになる。
- ・公債費の現状と要因を知る。公債費は、過去の投資の結果。将来予測ができる。
- ・人件費の現状と将来を知る。退職手当の動向によって収支が大きく変わる。
- ・物件費の主な内容を知る。物件費は拡大傾向。公の施設などの縮小見通しが必要かどうか。

●自治体財政を客観的に見るための資料

- ・決算カードにより、財政情報が一覧できるとともに、他の市町村との比較ができる。
- ・歳出比較分析表により、類似団体との比較が一覧できる。

●性質別歳出の各費目

- ・義務的経費：「人件費」「扶助費」「公債費」
- ・その他経費：「物件費」「投資的経費」「補助費」「維持修繕費」「投資・出資・貸付金」「繰出金」「積立金」

●財政指標

- ・連結実質赤字比率
全会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
- ・経常収支比率
財政構造の弾力性を表す指標。
- ・実質公債費比率
公債費（地方債の元利償還金）の水準を測る指標。
- ・将来負担比率
地方債の残高をはじめ、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率。

<結果・考察>

・歳出の内訳は、自治体の政策や取組における重点事項・優先事項により変動する。また、性質別の歳出の傾向を、他団体と比較することにより、自治体のもつ課題を浮き彫りにすることができることから、財政指標に基づく財政状況の確認と共に、自治体政策・取組の必要性、効果などについても常にチェックすることが必要である。

◆講義3(10/10)：「自治体財政のポイント～地方財政制度と自治体財政」

<内容>

●マクロ観点からみた地方財源の機能

- ・資源再配分機能として採算に合わないことは、行政でないといけない。公民館などの施設は、民間では作らない。
- ・所得再分配機能は、国家の責務。国が法を定め、地方が執行する。実施の半分程度は地方が担っている。
- ・経済の安定化機能は、地方単独では、主体的な機能は果たせない。
- ・将来世代への配慮として、持続可能性が必要。

●地方財政制度の2重構造

- ・地方財政は、国による地方財政制度と、自治体財政の2重構造となっている。
- ・財政健全化制度は、アメリカでは、デトロイト市が破たんしたように民間企業と同じく自己責任であるが、日本では、国が一定の管理を行っている。

●地方財政計画を通じた国の予算と地方の予算との関係

- ・投資的経費は、国と地方の協議の場（地方6団体）において、政治的に決定する。

●国と地方の財政関係

- ・国民による租税負担の合計が77.4兆円に対し、国民へのサービス還元は160.1兆円と、約83兆円にも及ぶギャップが存在する。
- ・税収の割合は、国が55%に対して、地方が45%である。
- ・歳出の割合は、国が41%に対して、地方が59%である。

●地方財政対策

- ・地方の行政サービスの水準を一定に保つため、毎年、翌年度の地方全体の歳入・歳出総額の見込み額を算定。
- ・収支不足分が地方財政対策となり具体的には、国と地方の折半ルールにより負担し、国は一般会計から交付税を増額し、地方は臨時財政対策債の発行により補てん。
- ・平成25年度の通常収支の不足分は、13兆2,808億円となり、折半対象の不足分は、7兆2,901億円である。折半ルール適用前の財政補てん策と合わせて、地方の臨時財政対策債の合計は、6兆2,131億円である。

<結果・考察>

行政では、不採算な事業に対しても、資源再配分機能を担わなければならない。また、所得再配分機能は、国家の責務として行い、地方はそれを執行しなければならない。

しかしながら、国、地方とも財政がひっ迫する中、将来の人々の利害を適切に配慮し、持続可能な社会をつくらなければならない。

そのため、政策や事業の実施においては、スクラップ&ビルドを基本とし、常に経常経費に無駄がないかチェックすることが求められる。

◆講義4(10/11)：「自治体財政のポイント～自治体財政の今後」

<内容>

●今後の地方行財政におけるポイント

○「人口減少と高齢化」

- ・少子高齢化社会の最大の問題は経済成長よりも社会保障
- ・給付費は、2011年度の108.1兆円(GDP比22.3%)から2025年度の150.0兆円(GDP比24.9%)

○「消費税の導入」

- ・消費税引き上げ後の国と地方の配分は、8%で国6.3%、地方1.7%、10%で国7.8%、地方2.2%
- ・引き上げ分の収入は、社会保障4経費その他社会保障施策に要

	<p>する経費に充てるものとされた・</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「小規模基礎自治体の行方と地方分権」 <ul style="list-style-type: none"> ・第30次地方制度調査会はH25年6月25日、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を出した。 ・答申では、基礎自治体による事務の共同処理の現状と課題として、市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性をあげ、現行の共同処理制度の特徴に対する課題を指摘。 ・具体的な方策として、相互に役割を分担する定住自立圏の仕組みが重要とし、より柔軟な連携を可能とする法的仕組みが必要としている。 ○「道州制へ道筋」 <ul style="list-style-type: none"> ・第一段階として、小規模町村の事務配分と規模のギャップ解消 ・第二段階として、義務付けの見直しと税源移譲、地方支分部局の見直し ・第三段階として、国の事務を地方に移す権限移譲 ・道州制の導入 ○「地方分権と自己責任」 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体組織は継続してサービスを提供する組織 ・地方分権は、決めることもコストも自己責任であり、格差も発生する ○「地方議会の役割の変化」 <ul style="list-style-type: none"> ・議会には、提案機能の強化および、評価機能の強化が求められる。 ・具体的には、「チェックから提案へ」「事業提案と財源提示」「民間との連携」「役所機能の変容」である。 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の自治体財政においては、地方分権と自己責任のように地方自治体および、地方議会の担う役割は大きく変化し、より重要度を増していく。そのため、議員には資質の向上はもとより、能力の向上が強く求められることから、常に資質・能力を高めるための研鑽が必要である。
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 25 年 11 月 1 日(金)
場 所	東京都千代田区平河町 2-4-1 都市センターホテル
相 手 方	全国自治体病院経営都市議会協議会 主催 第 9 回地域医療政策セミナーを受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>全国的な自治体病院の経営不振や慢性的な医師不足および偏在問題が大きな課題となっている今日において、病院経営の健全化に向けた取り組みを学び、課題解決に繋げていくことを目的に本セミナーを受講した。</p> <p>◆講演 1 : 「社会環境の変化を捉えた病院建設と運営～全室個室が意味するもの～」</p> <p>講 師 : 長崎県済生会支部特別養護老人ホームなでしこ荘 副施設長 岐阜病院 院長顧問 荒木 信生氏</p> <p><内容></p> <p>●済生会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明治 44 年 明治天皇の創設であり、全国から 2,400 万円（現在価値 250 億円）の寄付金が寄せられた。 ・済生勅語の大意の下、済生会の使命を施薬救療（セキョリョウ）とし、根幹事業を、無料低額診療事業、生活困窮者事業とし、ホームレス、DV、ネグレクトの保護も行っている。 <p>●新病院建設・開業への長い道のり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新病院開業までには、「建設場所の確保」「経営環境が超激戦区」「提供する医療体制は遥かに療養型に近い病院」「激変する医療環境への対応」「狭隘・老朽化などの直面する施設管理上の問題」「患者さん離れ」「経営上の問題」「職員の意識」など、多くの課題が山積し、長い道のりであった。 <p>●自院が置かれている経営環境をいかに捉えるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎医療圏は屈指の超激戦区であり、慢性期病院として経営環境

が窮地に立った。

- ・しかし職員は、済生会ブランドに胡坐をかいていた。当初、経営計画の話には耳をかしてもらえなかったが、「医療政策」「医療制度の変化」「病院の収益状況」などの経営環境を繰り返し説明していくことで、自らの置かれている状況を理解し、少しずつ協力がえられるようになる。

●使命達成と目指す方向性

- ・目指すべき方向性は、最終的には院長が決断。
- ・院長は、「重篤な急性期だからこそ、患者は家族とまわりに遠慮することない環境づくりが必要である。」「病院設計においては、ゼロから病院を考える。」「人間の尊厳に基づき全室個室でいく。」との判断を下した。

●医療制度改革への対応

- ・病床区分の届けにおいて、療養型とするか一般病院とするか H15年8月31日までに厚生労働省への報告が求められた。
- ・その際、今後必ず病床が区分化されると考えたことから、急性期病院を目指すことを進言。
- ・なぜならば、療養型では雇用を削減が必要となるが、急性期なら雇用が創出されるからである。

●社会環境の変化への対応

- ・社会環境として、「急激な少子・高齢化」「環境問題への意識の高まり」「情報化の進展」「外国人の急増」「私第一主義の強まり」「各社社会」「ジャパンシンドロームの振興」などの変化に対応することを検討し実施した。

●四つの視点を元にした建設

- ・建設計画においては、「場所性と環境」「技術力・人材確保」「社会環境の変化」「地域貢献・文化度」の4つの視点を元に計画策定を行った。

<結果>

公的病院は現在、経営環境も含め様々な課題を抱えている。その多くの要因として社会環境の変化があり、その社会環境に適切に適応し公的病院の役割を果たしていくには、経営や運営を改善していくことが必要である。

そのためには、的確な現状把握による適切な方針の確立と、改善に向けたトップの強い決意をもとにした全体の共通認識、また住民理解が必要である。

◆講演2：「地域病院と自治体病院」

講 師：高知大学医学部医学科家庭医療学講座

教授 阿波野 俊英氏

<内容>

●地域医療崩壊

- ・ 県立病院の多くで診療所や産婦人科等の閉鎖や、病院自体の閉鎖があいついだ。
- ・ 根幹は医師不足であるが、医師数は増加しており今だかつて医師が減少したことはない。要因は、医師数ではなく医師の地域偏在である。しかしながら、OECDベースでは少ないと言える。
- ・ 偏在の状況は、高知県を例にすると、高知県は10万人当たりの医師数でみると全国と比較しても多量、医師の半数は高知市に集中している。地方では、県庁所在地に集中する傾向はどこも同じである。
- ・ 地方では、若い層の医師数が減少し続けており、若い医師は都市部に集中する傾向となっている。
- ・ 要因としては、地域の事を考える医療者を養成してきていなかった。地域医療を守るには、ウルトラマン型ではなく、アンパンマン型の医師が必要である。

●地域医療を支える医療人の養成

- ・ 地域で医療に携わる医師を増やすため、全国69の大学で地域枠を増加している。
- ・ その方法は、入学の際に選抜、奨学金、地域に就職することで、奨励を免除する制度であり、毎年1,300人余りが増加していく予定である。

●地域医療と自治体病院

- ・ 自治体病院の特徴として、高コスト体質の傾向がある。地域に立派な病院をと求めるがあまり、減価償却費などがかさむ傾向となっている。
- ・ 自治体病院の経営状況は、2007年を見ると全国で年間2千億円の赤字を出している。また、年間5千億円の一般会計からの繰り入れがされている。
- ・ なぜ高コスト体質なのかといえば、民間では担わないミッションをコストがかかっても実施する使命があるからである。
- ・ たとえ赤字を出したとしても、恥ずかしくない赤字でなければならない。また予算消化の考え方も問題である。医療機器は、9割引が当たり前であり、そのような努力も必要である。
- ・ 2009年の公立病院改革ガイドライン策定により、自治体病院の経営は改善傾向にある。

	<p>●点から面へ、制度から文化へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザワクチン接種を例にすると、患者が増えると、病院経営上はプラスとなるが、自治体財政面からはワクチン接種の助成金の増加に繋がる。 ・病気になる人が減るのが一番の目的であるため、点ではなく面でみる必要がある。 ・地域に病院を作ることは、「川に橋を架けるがごとし」である。地域に橋を建設しても、通行料を取らない場合黒字・赤字はない。しかし、通行料金を取る時点で、黒字・赤字になる。医療もインフラである。 ・大切なのは、医療関係者、行政、議員、住民みなが当事者意識を持ち、この地域の医療をどうするべきかを考えることである。 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を将来に渡って存続させていくためには、地域医療を支える人材を育成が必要であるとともに、自治体病院の役割を認識し、地域医療をどうしていくべきかを、地域全体で当事者意識をもって考えていく必要がある。
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 25 年 11 月 5 日(火)、6 日(水)
場 所	大阪府大阪市淀川区西中島 6-2-19 チサンホテル新大阪
相 手 方	自治体問題研究所 主催 第 24 回市町村議会議員研修会 「12 月議会を前に、そもそもから学ぶ社会保障」を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>社会保障制度審議会において、社会保障とは、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」と定義されている。</p> <p>また、社会保障の定義は、社会保障制度の範囲、内容、対象者の変化等に応じ、時代の変化とともに変わってきている。</p> <p>このことから、現在における社会保障の状況を先進的な取り組みを学び、課題解決に繋げていくことを目的に本セミナーを受講した。</p> <p>◆記念講演：「基礎から学ぶ社会保障制度改革」 講 師：立教大学教授 芝田 英昭氏</p> <p><内容></p> <p>●現代社会おコミュニティの揺らぎ・孤独化の深まり</p> <ul style="list-style-type: none">・近年「孤独死」が、社会的問題として高い関心を寄せているが、全国規模での孤独死数すら把握されていない実情である。・孤独死の増加は、生後の「社会的孤立」状態からの延長線で捉えることが可能であり、単身世帯の増加がその要因であることは、近年の世帯累計の推移から見ても明らかである。 <p>●生活を支える社会保障</p> <ul style="list-style-type: none">・社会保障は生活の土台であり、「経済的生活」における生活自己に対応した公的制度・政策であると言える。・いわば、社会保障がどう機能するかによって、国民が孤立せず幸福に暮らせるかが決まるのではないか。

●社会保障と税の一体改革は何を語ったのか

- ・社会保障をよくしたければ消費税を上げるか、それが嫌なら不十分な社会保障で我慢せよという選択を国民に迫る改正法は、憲法25条の生存権を大きく逸脱するものだと言える。

●社会保障再生の射程・・「能力の協働性」から税負担を考える

- ・資本主義社会において、企業は当然儲ければ良いのであるが、設けた分を協力・協働に報いるために高率の法人税を納め、国民に還元していくべきである。

●社会保障再生の射程・・「レモンの原理」からの市場化批判

- ・人権原理を優先する社会の構築を目指すのであれば、社会保障分野への営利法人参入は規制されるべきである。

●おわりに

- ・お手盛りの緊急避難的な改革や自助や公助を強調するのではなく、国民生活の条件となり得る社会保障を目指さなければならない。

<結果・考察>

- ・国民が健やかで安心できる生活を送るためには、社会保障の持つ役割は極めて大きく重要である。

近年における、孤独死の増加傾向は、単身世帯数の増加など、社会環境の変化が大きく係っていることは頷ける。

社会環境は、常に変化しており、その環境変化に行政が如何に迅速に対応できるかが重要である。

一方、社会環境をよりよい方向に導くのも、政治行政の大きな役割であることから、社会の持続可能性を重要視した政策・方針が必要である。

◆実践報告：「自治会が取り組む孤独死ゼロ作戦」

講師：NPO法人孤独死ゼロ研究会 中沢 卓実氏

<内容>

●「孤独死」共通の生活パターン

- ・孤独死は男女共通として、「配偶者がいない」「挨拶をしない」「友達がいない」「近隣関係がよくない」などの状況の方が多く、特に男性の場合は、「料理ができない」「配偶者を無くした後の立ち直りが弱い」などの傾向がある。

●孤独死7つのパターン

- ・孤独死は、「一人暮らし」「男性の部屋がゴミの山」「男性に多く、女性に少ない」「発覚が遅れると虫のエサ」「高齢者に限らない」「生活習慣がないないづくし」「孤独死予備軍は相当の数に」といった

	<p>特徴がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「孤独死ゼロ作戦」（4つの課題） <ul style="list-style-type: none"> ・孤独死を無くすには、孤立死を発生させる社会的背景と実態把握をし、要因にともなった対策をとるとともに、いきいきとした人生を過ごすための啓発が必要である。 ●問われる自治会・町内会の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・孤独死を無くすためには、自治会や町内会の在り方が問われており、新しい時代に合わせた地域のコミュニティをどう再生するかが大きな命題となる。 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独死の特徴や傾向からみても、身近な関わりというのが非常に重要であることが分かる。 <p>そのため、孤独死を無くしていくには、身近な関わりを如何に構築していくか、またそれを支える仕組み・体制を整えていくかが求められる。</p> <p>家族の絆、地域コミュニティは、最も身近な関わりであることから、家族、地域コミュニティの再生は不可欠である。</p> <p>また、合わせて予備軍を増やさないための、社会環境づくりにも取り組まなければならない。</p>
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 25 年 11 月 7 日(木)
場 所	山口県下関市豊前田町 3-3-1 山口県国際総合センター「海峡メッセ下関」
相 手 方	中核市市町会・下関市 主催 「中核市サミット in 下関」に参加
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>中核市は、平成 8 年に発足以来、住民に最も身近な基礎自治体として、また、地域の中核的都市として、地方分権の推進と地域の発展に向けて先導的な役割を果たしてきた。</p> <p>一方、国においては、地方分権改革推進本部を設置し、国から地方への事務、権限の移譲等を確実に推進する姿勢を示すとともに、推進の方向性と新たな推進体制構築に向けての検討が進められる中、さらなる義務付け・枠付けの見直しとして第 3 次一括法案が国会で可決された。また、第 30 次地方制度調査会が大都市を含む地方制度のあり方に関して答申するなど、地方分権改革の歩みは着実に進められている。われわれ中核市は、地域の声を代弁し、真に実効性のある地方分権を目指す先導者としての役割を果たさなければならない。</p> <p>この中核市サミットでは、中核市市長が一堂に会し、各都市共通の諸課題について議論を深め、その活動と成果を全国に発信するとともに、地方分権改革の推進と中核市制度の充実強化を図ることを目指す。</p> <p>◆基調講演：「今後の国政の動向と中核市の対応」 講 師：中核市市町会相談役 一般財団法人地方自治会研究機構会長 石原 信雄氏</p> <p>「今後の国政の動向と中核市の対応」と題して、現在の安倍政権による「アベノミクス」三本の矢についての所見が述べられたほか、「税制改革」「消費増税」「地方財政」「地方自治と地方分権」などについて、現在の状況や今後の展開、また国政の動向による地方への影響や、中核市が担うべき役割について、講演が行われた。</p>

◆第1分科会

テーマ : 地球温暖化対策における国の役割、地域の役割、中核市の役割～低炭素社会づくりを目指して～

パネリスト: 青森市長: 鹿内 博 氏
秋田市長: 穂積 志 氏
前橋市長: 山本 龍 氏
豊田市長: 太田 実彦 氏
東大阪市副市長: 立花 静 氏
尼崎市長: 稲村 和美 氏
長崎市長: 田上 富久 氏
鹿児島市長: 森 博之 氏

コーディネーター

下関市立大学経済学部准教授: 森 邦恵 氏

現在、中核市においては「地球温暖化対策実施計画（区域施策編）」を策定しており、この計画に沿った事業実施が要求されている。

しかしながら、この計画に沿って紺蛾の実情に応じた施策を進めようとする自治体と、国の施策や制度がなじまず、効果的に事業を実施することができない状況がある。

また、国においては、京都議定書第2約束期間への不参加や地球温暖化対策基本法の廃案、さらには「25%削減目標をゼロベースで見直す」とした政府方針など、現時点での地劇昆暖化対策のシナリオについては不透明な部分がある。

このことから、地球温暖化防止対策を行う上で、国のすべきこと、基礎自治体のすべきことを明確にし、地域の中核である中核市として果たすべき役割について議論がなされた。

まず、各市における取組状況や課題が報告されたのち、各市の取り組みや、国施策等について意見交換が行われ、最後、「国の方向性が見えてこない今こそ、中核市が主体となって、それぞれの地域に合わせた地球温暖化対策をより一層進めていくべき」と取りまとめられた。

<結果>

今回のサミットの結果として、以下の「中核市サミット下関宣言」が採択され、次回開始地である、本市、高松市に引き継がれた。

中核市サミット下関宣言

中核市は、制度創設以来、住民にもっとも身近な基礎自治体として、

	<p>また、地 域の中核的都市として地方分権の推進と地域の発展に向けて先導的な役割を果たしてきました。</p> <p>平成 5 年の「地方分権の推進に関する決議」から 20 年、地方分権改革が実践段 階に入り、分権型社会の構築に向けて着実な歩みが進む今、中核市が問題意識を 共有し、議論を交わし、連携して地方分権に取り組んでいくことの意義は、ますます重要なものとなります。</p> <p>海峽と歴史のまち・下関で開催された本サミットでは、数多くの課題の中から「環境問題」、「行財政運営」、「防災対策」に焦点をあてて協議を行い、次のとおり、中核市 42 市が連携し、解決に向けて取り組むことといたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中核市は、地球温暖化対策における国と中核市の役割を明確にし ながら、将 来世代へ負担を押し付けることのない、持続可能な低炭 素社会を実現するた め の取り組みを推進します。 2 中核市は、厳しい財政状況下、公共施設を適切に管理運営し、住 民サービス を安定的に提供していくため、中核市間の情報交換、情 報共有を密にし、課題 解決に向けた取り組みを推進します。 3 中核市は、自主防災組織の育成、強化に加え、学校教育における 防災教育の あり方を考え、地域の自発的、主体的な防災・ 減災活 動への取り組みを促進する とともに、相互連携のもと、災害に強い まちづくりを推進します。 <p>私たち中核市は、諸課題の解決を通じて、中核市の“元気アップ”の みなら ず、日本全体の活性化に資するため、実効性のある地方分権を 目指す先導者としての役割を十分に認識し、「行動する中核市」として 地域の声を広く発信していく ことを、ここに宣言します。</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 11 月 7 日 中核市市長一同</p>
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 26 年 2 月 7 日(金)
場 所	広島県広島市南区金屋町 1-17 ワークピア広島
相 手 方	税理士法人長谷川会系 主催 「地方公会計制度活用セミナー」を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>現在、全国の自治体はいずれも厳しい財政状況にあると言って過言でなく、バブル崩壊後の経済不況や人口減少、少子高齢化問題など原因はさまざまであるが、公会計制度の限界も原因の一つであるとされている。</p> <p>そのため、自治体が財政状況を総合的・長期的に把握するとともに、資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的に「新地方公会計制度」が進められている。</p> <p>このことから、現在における公会計制度の状況や課題を学び、今後の課題解決に繋げていくことを目的に本セミナーを受講した。</p> <p>◆講義：公会計制度の要点と今後の課題 講師：一般財団法人地方公会計研究センター理事 青木 孝憲氏</p> <p><内容></p> <p>●公会計の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続の条件は、公も民も同じであり、資金ショートしないことである。 ・このことから、民間に倣って現金主義の補完として発生主義を導入したことで、穴痔団愛の増加が判明し、資金不足が露呈された。 <p>●新公会計制度の原点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新公会計制度の原点は、「見えないコストの開示」「第3セクター等関連団体の財務状況の開示」「資産債務改革への情報公開」「事業別・施設別のコスト計算」である。 ・財務の可視化は、現行の決算である、財務4表だけでは見えない。そのため、財務状況を目的別、用途別等に把握・分析・問題点の

	<p>抽出・改善をし、その結果をもって予算編成の検討を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中間とりまとめの要点 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳の整備では、公会計の成果として、資産の老朽化・己心問題の実態が可視化されたことで、新たな重要財政課題が浮き彫りとなった。 ・複式簿記化では、誘導法により正しい数値となった。 ・新統一基準では、財務情報の開示により、比較可能性ができた。 ●26年度に要求される実務レベルのガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ・行政措置の期限、作成レベル、予算措置や、公営企業会計制度の改正への対応である。 ●新地方公会計による発見 <ul style="list-style-type: none"> ・原価償却費が明確となり、資産更新の遅れや老朽化による公債の増大が予測可能となる。 ●固定資産台帳の意義 <ul style="list-style-type: none"> ・資産の老朽化や更新問題に対して、資産数量や更新時期、費用などの課題が明らかとなる。 ・今後、住民には公共施設に対する選択が求められ、そのための根拠が必要であるが、その根拠となる。 ・ライフサイクルコストを知ること、見えないコストがいくらか、将来必要なコストがいくらかが解る。 <p><結果・考察></p> <p>自治体は、社会情勢の変化に対応し、持続可能な財政を確立しなければならない。そのために財政状況を総合的・長期的に把握するとともに、資産や債務の管理が不可欠である。</p> <p>新地方公会計制度による全施設に対する固定資産台帳の作成などを着実に実施し、コストの見える化による将来コストを踏まえたうえでの将来計画が必要である。</p>
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 26 年 3 月 28 日(金)
場 所	東京都千代田区一番町 21 (株)PHP研究所 12F ホール
相 手 方	(株)PHP研究所 主催 「PHP公約作成セミナー」を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>地方自治の基本は、住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治める住民自治と、地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行う団体自治である。</p> <p>地方分権一括法の施行などにより、地方の裁量が高まっているが、反面、地方に求められる責任も高まっている。</p> <p>地方が自律していくためには、地方行政および議会において、能力・資質の向上が不可欠であるとともに、地方議員には、政策提案能力が求められ、公約もそのひとつと言える。</p> <p>このことから、公約について学び、今後の活動につなげていくことを目的に本セミナーを受講した。</p> <p>◆基調講演：地域経営時代の首長・地方議会議員の条件 講 師：早稲田大学大学院教授、元三重県知事 北川正泰氏</p> <p><内容></p> <p>●マニフェストを提唱した背景</p> <ul style="list-style-type: none">・中央集権では、決められたことを的確に管理することが求められたが、地方分権では、管理でなく経営が必要であり、自己責任、自己決定が求められる。・その地域に最大の効果をもたらし、かつ結果に責任をもつには地域経営が必要であり、そのためマニフェスト（政権公約）を提唱した。

●地方分権の進展

- ・これまでは、中央集権を前提にうまく運営できる者が首長に求められたが、93年に国会議員自らが地方分権を提唱し、95年に地方分権推進法が施行。
- ・2000年に地方分権一括法が施行となり、関連法案の修正など、制度保管が進んだ。

●地方分権の必要性

- ・明治維新以降、富国強兵には中央集権による国力の集中が必要であったが、成長社会の終結により、今後地方が生き抜くためには、地方分権が必要である。
- ・今後、新しい価値をどのように創造するためには、統治から経営への転換が必要。
- ・低成長時の分配は、富の分配ではなく負担の分配であるため、コンシューマサイドでの目線でなければ進まない。

●総括

- ・政治は、社会全体の縮図であり、政権公約、政策、議会・議員の在り方など、どれをとっても重要であり、全てにおいて論議をしていかなければならない。
- ・議会不要と考える人が8割ほどあるなか、議会や会派の在り方について今一度考えなければならぬ。
- ・現状における少数派意見でも、民意に訴え多数派にしていくことも必要である。

<結果・考察>

地方の裁量が高まり、また、議会不要と考える住民が多数いるなか、議会の在り方が問われるとともに、政策提案など議員に対しては、能力・資質の向上が求められる。

また、情報公開社会において、議員一人ひとりが目指す政策を検証可能な形で明確にすることも必要である。

そのためには、常に研鑽を重ねなければならない。

◆パネルディスカッション

テーマ : 「地域経営時代の公約のあり方を問う」

パネラー

北川 正康氏 : 早稲田大学大学院教授、元三重県知事

荒田 英知氏 : PHP 総研地域経営研究センター長

PHP 地域経営塾長

熊谷 哲氏 : PHP 総研主席研究員

	<p><内容></p> <p>●主な論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な論点として、 ・従来型のマニフェストの在り方 ・会派マニフェストの有効性 ・総合計画などにおける首長と議会の立ち位置 ・議会発の政策サイクルと会派マニフェストの関係 <p>が論議されるとともに、受講者との質疑応答を行った。</p> <p><結果・考察></p> <p>地方議会の進化は、イニシアティブをとって先導する存在が必要であり、そのためにも、政策提案能力として、政策の妥当性・必要性を論理的に構築・説明できる必要がある。</p> <p>また、それを実行するための、高い志と行動力が求められる。</p>
備 考	